

2017年8月7日

一般社団法人照明学会

アジアライティングカンファレンス委員会

## 今回の第10回 ALC 上海大会で、中国渡航に関して周知すべき事項

中国への渡航の場合、最近の中国の新たな規定に基づき、ビザ（査証）の有無（有る場合はビザの種類と有効期間、無い場合はその理由）が重要ですので、周知しておいてください。

### 【結果】

中国が示す「業務を行う目的」ではなく、15日以内であれば、日本の一般旅券所持者は、査証免除措置での渡航が可能と考えられます。今回は、「アジアライティングカンファレンス参加（および観光）が目的」とする。

### 【留意事項】

15日以内の滞在日である。

パスポートの残存有効期間は、6ヵ月以上とする。

査証欄余白も、2ページ以上あったほうがよい。

破損しているパスポートは交換申請する。

### 【参考】

在中国日本国大使館の Web

[http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular\\_j/joho150113\\_j.htm](http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho150113_j.htm)

#### 1. 中国の新たな規定

(1) 2016年11月、中国の人力資源社会保障部等は、「外国人が入境して短期業務任務を完成させる場合の関連手続秩序（試行）」（注：以下「新規定」。なお、中国語では「外国人入境完成短期工作任务的相关弁理秩序（試行）」）を發表し、2017年1月1日より施行されています。「新規定」の原文は以下の人力資源社会保障部のHPに掲載しています。

[http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbk/jiuye/JYzonghe/201411/t20141121\\_144780.htm](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbk/jiuye/JYzonghe/201411/t20141121_144780.htm)

(2) 「新規定」の施行により、訪中して業務を行う場合に長期滞在でなくとも、以下が示されており注意が必要です。

#### (ア) 短期就労（Zビザ）が必要となるケース

中国内の協力先での技術指導や管理を行う場合や、映画や広告の撮影等が含まれており、この場合は、滞在先の人力資源社会保証部門で新たに導入された「短期工作証明」を所得した上で、中国の大使館や総領事館で短期就労（Zビザ）を取得する必要があります。

90日

(イ) 短期商用、貿易活動 (M ビザ) あるいは交流、訪問、視察等 (F ビザ) が必要となるケース  
購買機器の設備維持、補修、設置や、中国内で入札したプロジェクトの指導、中国内の  
支社等に派遣されて短期業務を行う場合、また、運動競技に参加する場合や、ボランテ  
ィアに参加、あるいは文化部門が認める非営業目的の公演等が含まれており、内容に応  
じて商用、貿易活動 (M ビザ) あるいは交流、訪問、視察等 (F ビザ) の取得が必要とされてい  
ます。

## 2. 査証免除措置への影響

(1) 中国は従来より、「一般旅券を所持する日本、シンガポール、ブルネイの3カ国国民が、中国へ観光、商用、親族知人訪問或いは通過の目的で入国する場合、滞在日数が入国した日から15日以内であればビザが免除され、外国人向けに開放された空港、港から入国できる。」として、日本国国民等に対して査証免除措置を実施しています。(具体的な説明は以下のサイトをご参照ください)

在日本中国大使館HP → <http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lfsu/hzqzyw/t938315.htm>

中国外交部 (中国語) → [http://cs.mfa.gov.cn/wgrlh/lhqz/cjwdn\\_660600/t1175680.shtml](http://cs.mfa.gov.cn/wgrlh/lhqz/cjwdn_660600/t1175680.shtml)

(2) 中国外交部に確認したところ、「新規定」施行後も、査証免除措置に変更はない旨の回答がありましたが、出張等で訪中される際は、中国における活動が「商用」に該当するのか、「新規定」が分類するいずれかの事項に該当しないのかにつきご注意ください、必要な場合には該当するビザを取得いただくようお願いいたします。

新規定の具体的なイメージとしては、例えば以下のようなケースを規定するものとなっています (なお、実際にビザが必要か否かは、当館としては判断できませんので、日本にある中国の大使館や総領事館等中国側に個別に確認していただく必要があります。)

### 【事例】

ケース1 1週間中国に渡航して合弁先の企業で技術指導を行う場合

→ 事前に「短期工作証」を取得した上で、短期就労Zビザの申請が必要になる。

ケース2 中国モーターショーにモデルとして出演するため6日間渡航する場合

→ ケース1同様、「短期工作証」、Zビザが必要になる。

ケース3 納入した設備の取り付けのために20日間中国に渡航する場合

→ **Mビザ**が必要となる。

ケース4 中国でのボランティア活動に参加するために10日間中国に渡航する場合

→ **Fビザ**が必要となる。

ケース5 取引先との商談のため3日間中国に渡航する場合

→ この場合は、日本の一般旅券所持者であれば査証免除措置での渡航が可能と考えられます。